平成２２年（フ）第６６７２号
大阪市西区南堀江４丁目25番３号　パティオ・イトウ413
債務者　下釜　照敏
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１３８号
奈良県北葛城郡上牧町米山台２丁目12番23号
債務者　伊東　由起（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３６３号
大阪市港区弁天２丁目13番16―407号
債務者　松田　幸司
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４４４号
大阪市生野区巽東２丁目11番30号
債務者　康原あつみこと康原貞美こと康原文子こと　康　　貞美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６５４号
大阪市淀川区木川西２丁目５番22号　マキシム十三101号
債務者　中村　芳治
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９０７号
大阪市此花区西九条１丁目10番33号
債務者　原田　　惠
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９１４号
大阪府寝屋川市大利町12番４号
債務者　大草美代子（旧姓笠井）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９９５号
大阪市東住吉区桑津３丁目14番23―402号
債務者　田中　泰幸
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１６３号
大阪市生野区巽西３丁目２番７号　第２平岡マンション３－Ｂ
債務者　清水俊一こと　姜　　壯運
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１７９号
大阪府吹田市末広町26番４―404号
債務者　兼松　眞澄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２７９号
大阪府門真市大字三ツ島98番地の83
債務者　坂井　教子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２９４号
大阪市城東区古市２丁目５番４―513号
債務者　山地　艶子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３０２号
大阪市浪速区大国３丁目11番21―407号
債務者　宮崎　正史
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３２６号
大阪府八尾市高砂町５丁目26番地の26
債務者　福田　宏明
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３２８号
大阪府豊中市小曽根２丁目１番３―407号
債務者　上間　君子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３０号
大阪市旭区生江２丁目６番10号　マンション第三蔵201号
債務者　谷本　照夫
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３５号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目15番９号
債務者　澤田　壽久
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３７３号
大阪府豊中市刀根山３丁目９番13号
債務者　山中　龍男
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部